

ILO(国際労働機構)第89回総会2001 レポートV(第1分冊)

「協同組合の促進」(要約と抜粋)

翻訳 菅野正純(日本労協連・協同総研)

序 文

1999年3月、ILO(国際労働機構)第274回理事会は、2001年の第89回国際労働総会の議題に、協同組合の促進を加え、2002年に新たな基準の採択を図ることを決定した。

ILOで協同組合の問題が総合的に議論されたのは、最も近い所では1966年の第59回国際労働総会で、協同組合(発展途上国)に関する1966年勧告127号が採択された。

127号勧告は、これまで、協同組合に関する唯一の包括的な国際基準であった。

《見直しの理由》

127号勧告を採択して以降、世界中の協同組合をとりまく経済・社会状況は大きく変化した。工業諸国においても、旧共産主義諸国においても、協同組合の新たな役割が期待されている。にもかかわらず、127号勧告の焦点は、発展途上国に留まっている。ILO理事会は、この分野において新たな基準を定めることが、失業や社会的排除といった、現在の数多くの社会・経済問題の解決に有益であると判断したのである。

発展途上国では、開発とは工業諸国を模倣することであり、協同組合はそのための政府の道具ととらえられていた。だが、このような開発への見方は克服され、協同組合は組合

員自身が共通の経済・社会目標を達成する手段として理解されるようになった。

旧共産主義諸国では、協同組合は政治体制の構成部分として位置付けられていた。現在では、民営化の中で、工業や社会サービスにおいても重要な役割を担うことが期待されている。

工業諸国では、協同組合は他の形態の事業組織と競争しうるようなものとして、構造を進化させている。他方、協同組合の所有と管理の仕組みをモデルとして、従業員が企業の買い取りを進めつつある。グローバル化と技術変化が企業から人を減らす時代に、従業員が職場を守り、つくりだす手段となっているのである。

多くの国では、政府が経済・社会問題への関わりを制限するよう、圧力を受けている。対照的に市民社会は、経済・社会・政治の各問題において、より積極的な役割を果たすことを求められている。国家の役割は、協同組合を含む民間組織の発展のための、政策的・法律的・行政的な枠組を提供すること、それを通じて民主主義を強化することに限定されつつある。127号勧告は、こうした発展を考えていなかった。

他方でICA(国際協同組合同盟)は、1995年の百周年大会で「協同組合のアイデンティティに関する声明」を採択した。そこでの原則は、「自発的で開かれた組合員制」「組合員

による民主的管理」「組合員の経済的参加」「自治と独立」「教育・研修および情報」「協同組合間協同」ならびに「コミュニティへの関与」であった。協同組合はこの原則を踏まえて、「自助、自己責任、民主主義、平等、公正および連帯」に基礎をおく、「共同で所有され民主的に管理される事業体」として位置付けられた。これらに照らしてみると、127号勧告は、協同組合開発における政府の役割を課題評価し、協同組合の自律性を弱めていた。また、協同組合の企業的性格を過小評価していた。

《協同組合開発におけるILOの役割》

ILOは、その憲章第12条において、協同組合の重要な役割を承認し、公認の国際組織を通じて、雇用者や労働者と並んで、協同組合人と協議することを定めている。1920年の理事会で、ILOに協同組合の専門部局を設置することが決定された。協同組合部局は、最も古く、しっかりとした専門部局となっている。ILOは、専門的援助と情報を通じて協同組合の開発を促進するとともに、各国の政府、労働者団体、使用者団体に対し、この分野における各自の役割について助言を行ってきた。

《本報告について》

本報告は、第1章において、「協同組合をめぐる環境変化と、その協同組合への影響」「協同組合の潜在的可能性」「分権化や民主化、女性の社会進出における協同組合の役割」について延べ、第2章では、「協同組合促進における成功の前提条件」「政府の役割、協同組合の政策と法制、支援サービス」「より具体的な方策」を提起し、第3章で結論を示している。

第1章 21世紀に向かう協同組合

1. 協同組合の活動環境の変化

(127号勧告が採択されて以降の状況の変化が、政治、人口動態、社会、経済、生態系、技術の各面から解明されている。要約者にとって興味深い点を抜き出す)

《人口動態上の変化》

「ドイツでは、今後30年以内に、社会保障の需給を申請する高齢市民が、納税者・社会保険支払い者を、圧倒的に上回るだろう」

「工業諸国では、これらの人口動態の変化が、協同組合のサービスの多様化や、特定の集団による独自の協同組合の設立を促している。

1980年代以降、新しいタイプの協同組合が生まれ始めている。高齢者をケアするための協同組合や、保健、住宅、燃料その他の社会的支援サービスを提供する協同組合である。

こうした傾向と並んで、失業中の青年のような傷つきやすい集団が、労働者協同組合や、コミュニティに根ざしたサービス協同組合を設立したり、そこに参加し始めた。

多くの欧州諸国において、1970年代と80年代は、労働者協同組合の再生が目撃された20年間だったと見られている」

《経済的变化》

先進国でも富の分配の不平等と貧困が、20～30年前までは想像もつかなかった程度に拡大し、失業者とホームレスが一貫して増加している

ILO推計では、世界の労働力30億人中、25

～30%が不安定就労に、1億4000万人が完全失業に置かれている。

青年の失業が世界的に深刻となり、15～24歳の青年6000万人が、仕事を求めても得られずにいる

こうした中で、就労機会の提供や雇用の増加において、協同組合を含むマイクロビジネスの役割が増大している。これは、もう一つの構造的変化である

《生態系の変化》

*協同組合運動は、広範な環境問題に立ち向かうことができることを示した。1980年代の最も重要な教訓は、「関心のある人が組織され、参加するなら、環境を守り、その生産性を再生することは可能である」ということであった。

1.4. 工業諸国

持続的な成長と、ほとんど無制限の経済的・技術的進歩へのゆるぎない確信が数十年間続いた。その後で、成長の限界が誰の目にも明らかとなった。

人びとは気づくようになった。環境破壊の危険について、長期の大量失業が引き起こす社会的緊張、豊かな社会における富める者と貧しい者の格差の拡大に。個人主義の増大や、家族の仕組みの崩壊、家族の支えない高齢者の増加　こうした特徴をもつ社会において、社会保障のネットワークが掘り崩されることから生ずる問題が、ますます明らかになりつつある。協同組合がその中で活動せざるを得ない、社会・経済・人口・生態系の各環境の深刻な変化を踏まえて、協同組合が将来的に果たす役割を再検討すること。このことが決定的に重要になっている。

多くの欧州諸国において、協同組合は、民

間セクターの要素と見られている。だが、他のいくつかの国（ベルギー、フランス、イタリア、ポルトガル、スペインなど）では、アソシエーションや共済組織と並んで協同組合は、新たな、経済の代替セクターないしは「第3」セクターと見なされ、「社会的経済」と呼ばれている。

この「第3」ないしは代替的セクターにおいては、追求する目標の優先度が、投資家主導の企業と異なっている。組合員のよりよい暮らし（well-being）ないしは、より一般的な相互連帯やコミュニティへの関与、環境保護が、投資家の価値よりも上位に置かれているのである。

完全サービスの福祉国家を数十年間建設した後、政府は支出のカットを迫られている。

公的債務の重荷が増大しているためである。その結果が社会保障や保健医療に対する公的支出の削減となって、社会のより不利な立場にある団体に困難を引き起こしている。国家の撤退の後に残されたギャップを埋めるために、民間の取り組みや組織的な自助が、ますます重要になっている。

失業の増大も、産業の戦略によって引き起こされたものである。

統合や企業買収によって現代化し、労働者をロボットによって置き換える、新たな労働節約的テクノロジーを開発する戦略である。国際的な巨大コングロマリットに属する工場や企業は、企業の戦略に適合してさえいれば、一夜にして消えてしまう。それまで提供してきた雇用とともに。こうした環境の下で、多数の労働者が職を失い、数万の若者が訓練の機会も職も得られずにいる。社会の主流から排除される危険にさらされながら。

こうした課題に対処することが、緊急の必要となっている。それらが、国家によっても

市場によっても解決できないことは明らかである。この事態は、自助と相互扶助、連帯と社会的責任の原則を採用する協同組合にとって、古典的なシナリオである。

新しい形態の協同組合が、これに応じて生まれつつある。だが、それらは必ずしも有益なものとして認知されていない。確立された大規模な事業協同組合の大半からも支援されていない。

新しい協同組合は、自らの必要とかみ合った、適切な法的枠組を持っていない。既存の協同組合法制は、大規模な協同組合の必要に応じて起草されたものであったり、この数年の間に改定されたものだからである。そこでの組織設立の経費は、小規模協同組合が負担するには、あまりにも重い。さらに、新たな企業設立への一般的な支援サービスは、そうした新しい協同組合にとって利用困難である。欧州連合が後援する研究プロジェクト(DIGESTUS)は、現在、次のような調査を行っている。すなわち、小規模な自主経営企業ないしは協同組合にとってより有利な法的枠組をつくりだすためには、欧州連合加盟諸国の事業組織法にどのような変更を加えるべきか、という調査である。

いくつかの国では既に、特別の法制(イタリア、英国など)や、既存の協同組合法制の改定(フランスなど)によって、それらの協同組合のための法的環境が改善されている。また、特別の組織や計画を設置して、差し迫った社会・経済・環境の各課題に対する、新たな協同組合的解決策に関する情報を普及している。これらの解決策には、次のものが含まれている。コミュニティ協同組合、社会連帯のための協同組合、複合的協同組合としての社会的経済連合などである。

1.5. 国家の後援から自律へ：草の根民主主義への回帰

《分権化がもたらす新たな希望と挑戦》

グローバル化と並んで、政治活動の焦点のローカル化が進みつつある。...中央集権国家の権威が低められ、公共的意志決定により多く参加しようとする、人々の要求が作りだされた。

協同組合は、こうした状況の中で、重要な機構であると見なされる。

協同組合がコミュニティのニーズに対して、より創造的かつ敏感であることは、広く知られている。だが、地域の発展に貢献し参加するためには、最低限の資源と知識、および時間を必要とする。協同組合その他のコミュニティに根ざした組織は、地方政府組織との新たなパートナーシップを打ち立てることによって、自らの活動を多様化することができるであろう。

2. 協同組合の潜在的可能性

2.2. 経済的諸活動

《生産協同組合と労働者協同組合》(既発表分の要約)

生産協同組合と労働者協同組合は、1960年から1986年までの間に組合員を約50%拡大した。ICAの労働者協同組合委員会(CICOPA)によれば、1986年に約600万人の組合員が組織されていた。

欧州では、1970年代と1980年代に、生産協同組合と労働者協同組合が再生され、その多くが欧州労働者協同組合連合会(CECOP)に組織された。今日、CECOPは、5万協同組合・100万人組合員を代表している(その後、6万協同組合・150万組合員との数字が伝わって

いる。

「社会的協同組合」と「参加型企業」も、欧州議会の「社会的経済」グループにとって、特別の舞台となっている。

地方自治体や州、支援組織、ならびに政府の一連のイニシアティブや法制変革が、フランス、イタリア、英国をはじめとする多くの欧州諸国において、生産協同組合による雇用創出を可能にした。

イタリアでは、政府が協同組合の設立を支持して、その設立当初3年間まで融資を行っている。

1975年から1985年の間に、30人から100人の規模の企業、合計1000社が、従業員によって協同組合方式で買いとられた。スペインでは、同じ期間に、1300以上の労働者有限会社が設立され、約5万人の雇用が創出されたと見られる。従業員持ち株所有計画(ESOP)が一般的に用いられている合衆国においても、1000の生産協同組合が約10万人の労働者と1200万人の有給職員(マ)を雇用していた。

《雇用確保》

協同組合は新たな就労を創出するだけでなく、自らのダイナミズムと経済的成功によって成り立つ「生産的就労」を確保している。

協同組合総体は、1億人の有給雇用を生み出している。たとえばドイツの協同組合運動は、1996年に50万2700人を雇用していた。

スペイン・バスク地方のモンドラゴン労働者協同組合グループは、1991年に2万800人の労働者を雇用していた。(フランス、イタリアの事例)

《農業》

農業部門における新たな発展は、第一次生

産者から最終消費者までの垂直的統合の拡大である。

合衆国の「新世代農民協同組合」(NGFC: New Generation Farmer Cooperatives)は、原料に代わって加工農産物を販売し、農民により多くの所得を保証し、生産契約を通じて、事業のすべてを合理化している。

2.3. 社会的サービス(既発表分)

《概観》より

サービス供給者が組織した協同組合と並んで、サービスを求める人々の協同組合も存在する。

近年、供給者組合員と利用者組合員の両方を含む協同組合が、欧州諸国を中心に、数を増してきた。時には外部の融資者が、そうした協同組合の組合員になっており、そうした協同組合はしばしばマルチステイクホルダー組織と呼ばれている。

単なる経済目的以上に社会的な包容(inclusion)が目的とならなければ、多くの重要な社会的必要が満たされないままであろう。大部分の協同組合を特徴づけるのは、まさにこの社会的包容であって、この上にたって彼らは問題を解決する地域的な潜在能力を得ているのである。

「世界社会開発サミット」(コペンハーゲン、1995年)の「宣言と行動計画」は、この点を認めて、「社会的な開発目標の達成のために、協同組合の潜在力と貢献を十分に活用し、発展させる」ことを誓い合ったのである。《社会的サービスの協同組合的供給》

スウェーデンでは、福祉国家の変容と公共部門の民営化の中で、協同組合は急速に、社会サービスの公的供給に対する最も重要な対案の一つになりつつある。

1988年から1992年の間に、民間保育所の

数は3倍になった(8500から3万に)そのうち3分の2が両親協同組合ないし労働者協同組合である。言い換えれば、「民営化(privatization)」の多くは、現実には「協同組合化(cooperatization)」なのである。

「社会的協同組合」という名で、2000の保健および社会的サービスの協同組合を擁して、統計上群を抜いているのがイタリアである。

4万人の人びとを雇用する協同組合のほとんどすべてが労働者協同組合であるが、それらは同時に、顧客参加の革新的方法を進めている。イタリアの協同組合は、全福祉予算の13%を引きつけているものと見られる。

《学校および大学教育における協同組合活動》

合衆国とアジアにおける新たな発展:職業訓練や若者の労働力市場への参加準備において、新たな勢いを得ている。とりわけ自己雇用ないしは起業協同組合におけるキャリアのために。

「学校から仕事への移行協同組合」(schoolwork-transition cooperatives)

就労ないし協同組合への参加のための卒業前研修が、フランス、ハンガリー、イタリア、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スペイン、スウェーデン、英国で盛んに行われている。

イタリアでは、ローマのGENSCOOPが、学校における起業訓練の大規模なコンペを企画。参加者は、新しい協同組合事業経営の企画を提出することを義務付けられるとともに、アドバイスを受けることができる。

最も発達した学生の協同組合運動として、日本の大学生協連が紹介されている。

2.4. 公共生活と市民社会における協同組合の役割

割

1980年代以降、いくつかの国(ベルギー、フランス、イタリア、スペインなど)では...協同組合が、保健・社会サービス部門のアソシエーションや共済組織と力を合わせて、経済の独自の「第3」セクターを形成するよう促された。このセクターは、利用者主導、利用しやすいサービスコスト、ならびに組合員の範囲を超えた強い連帯にもとづく「社会的経済」である。

多様な協同組合において、剰余は、将来の発展のための不分割積立金に保管されるか、組合員が決定したやり方で、コミュニティへの関与の原則に合致した、一般的利益となる活動のための資金として提供される。

マルチステーク協同組合(英国のコミュニティ協同組合やイタリアにおける社会連帯のための協同組合)は、アソシエーションや自助グループ、NGOが作成した計画を実行に移すことによって、また差し迫った地域の問題を解決するために、ボランティア組織や協同組合起業家、コミュニティの努力を結び合わせることによって、市民社会を強化しているのである。

第2章 成功のための諸前提

1. 協同組合的起業家精神と経営能力
2. 政府の政策と協同組合
- 2.2. 協同組合に関わる公共政策

《税制》

税制面における、協同組合とその他の企業との主要な違いは、次の事実による。すなわち、協同組合がしばしば(個人の延長として

の「相互扶助活動」として扱われること。協同組合が利潤の創出を第一義的な目的としない(逆に、将来発展への融資の大半を利潤の留保に依存する)ことである。

投資家企業が通常、それが生み出した利潤に課税されるのに対して、協同組合の利潤は、個々の組合員の手に利潤が渡ったとき、あるいは協同組合の集団的な富として留保される場合にのみ課税される。いくつかの場合には、留保利潤も課税されない。それらは共同の財産または相互扶助的財産と見なされ、個々の組合員に分配されたときにのみ課税される。

政府は、ときに税制上の刺激策と優遇策を用いて、公益に当たるとされる一定の活動を奨励している。たとえば、資本設備への投資の促進、ないし、自主的な福祉の整備の奨励である。

《契約国家》

数年前までは、政府が自らに付託されたサービスの大半を直接供給するものと仮定されていた。だが今では、地域・広域(州)・国の機関が外部組織と契約してそれらの業務を遂行させることが、より一般的となっている。

(サービスの権利保障と直接的供給の)分離過程で、投資家以外の利害関係者が運営する企業にとって、相当なチャンスが生まれている。ところが、政策決定者が協同組合事業モデルについて無知なために、協同組合がそれらの施策からしばしば除外されている。

《教育と訓練》

協同組合は、教育や研修機会の面でも不利益を被っている。

カリキュラムの内容が、民間の企業には、

投資家主導の会社しかないと思わせるものになっているためである。人びとは教育・研修を通じて、地域コミュニティの建設や国民的な富の創出、国際的安定の促進においてダイナミックな役割を果たしうる企業モデル(すなわち協同組合)についての情報をより多く受け取ることが必要である。

専門的な職業訓練に関わる人びと 会計士、法律家、建築士、医師などの専門家に対しても、協同組合についての知識が導入されなければならない。

《「非営利」対「非営利目的」》

政策立案者は、しばしば協同組合の位置について混乱させられ、時にはそれを「非営利(nonprofit)」組織であると見なしている。

利潤を生み出すことが協同組合の主要な目的でないことは事実だが、協同組合は支出を上回る所得の剰余を確保するものである。利潤を上げない協同組合は、他のすべての事業体と同様に、損失を出して自らの存在を終える。

協同組合は、適切には「非営利目的(not-for-profit)」組織として規定されなければならない。

協同組合と非営利組織のこうした区別は、適切な公共政策を保障する上で重要である。

(協同組合のような)自助組織と、(依存関係にある人びとに対して行う)慈善との、いかなる混同も、協同組合にとって有害となりうるものであり、何としても避けなければならない。

《政府内代表》

システム全体を通じて協同組合が平等の処遇を保障されるよう、一つの省庁が責任を負うべきである。

「協同組合省」の設立。あるいは少なくとも、一人の大臣が協同組合セクターを受け持つこと。

政府の各部門が協同組合に対して行う多様な公共政策の実施方法を調整すること。

たとえば、投資家企業が国内から出ていく際に、社会保障のコストや「棄てられた」人びとに支払われる失業手当、さらには地域が放棄されたときに浪費される社会資本などが考慮されなければならない。

個々のコミュニティに主体的に関与する、協同組合のような企業は、通常、そうしたコストを政府にかけさせない。この事実は、各種の企業形態が負うべき課税責任（の違い）に反映させられなければならない。

要するに公共政策は、より密接に総合化されなければならない。将来、ここでの公共政策にも（公害問題で確立された）「汚染者負担（汚染者が負担すべきである）」の原則が拡張されなければならない。そうしたアプローチは、企業の協同組合モデルに対して、確実にインセンティブを提供するだろう。

3. 協同組合法

《協同組合法の諸形態》

協同組合法の必要性： 私企業と比べた協同組合独自のアイデンティティを確立すること / 協同組合を、第三者との契約関係を結ぶことができる法的実体（法人）として承認すること / 各国の協同組合政策を実施すること

協同組合法の形態

一般協同組合法（general cooperative law）

各種類の協同組合のための個別法（separate law）

より一般的な法典における特別の章

（民法、商法、会社法など）…

《協同組合立法への参加的アプローチ》

《国家の役割の調整的機能への限定》

この10年間に採用された、事実上すべての協同組合法が、協同組合の諸問題に関する、政府のこれまでの包括的な役割を、次のような純粋に法定的 = 定款的（statutory）な役割に限定している

協同組合の登録 / 協同組合の解散と清算 / 協同組合が協同組合法を選択する場合の管理

新しい法律は、振興的な役割を管理的な役割から分離し、公共の利益に関わる場合を除いて、いかなる形でも協同組合の内部問題に公行政が干渉することを禁じている。さらに、いくつかの法律には、法定要件に合わせて必要な行政手続きを分権化・迅速化するために設けられた規定が含まれている。

協同組合運動が多部門にまたがって活動する場合には、調整的役割を専門官庁から分離して、地方行政や商業会議所ないしは協同組合運動自身に属する団体などの中立的団体にこれを移すことが有意義となる。

《協同組合の構造と組織についての柔軟性》

《協同組合法の内容》

4. 協同組合支援サービス

《工業諸国》

工業諸国の政策立案者は、一般に協同組合を、民間事業組織の特殊な形態と見なすか、経済の「第3セクター」の一部と見なすかのいずれかである。

民間事業組織と見なす場合は、直接的支援

サービスは例外的であり、同様の事業体全体に対する間接的支援サービスを利用することになる

新規起業プログラム(創業資本ないしベンチャー資本、フィジビリティスタディー助成)

輸出振興/適切な法制へのアクセス

特定の事業分野(農業、代替的エネルギーの生産と利用など)における企業振興サービス

公共情報システム/商工会議所などの半公共機関によって提供されるサービス
公教育と訓練施設および研究成果の利用

「第3セクター」(社会的経済)と見なされているところでは、多様な直接的支援サービスを受けることが可能である

特別研究助成

事業プロモーターないしインキュベーターからのアドバイス

低利融資ないし補助金へのアクセス

公共事業契約へのアクセス/公共・協同連携による機会

5. 社会パートナーの役割

《使用者団体》

協同組合の使用者組織との違いを踏まえつつ、民間セクターの一員としての認定

使用者団体への参加

その他の企業との事業的連携

使用者団体による、当該職場での協同組合設立促進

《労働者団体》

共通の目標と目的

協同組合促進による、組合員の利益の増進
労働者団体による協同組合活動の新たな挑戦領域:失敗した国家企業ないし民間企業の

労働者による買い取り(workers buy-outs)

ウェールズ協同組合センター:ウェールズ労働組合評議会が、1983年に設立。余剰人員や民営化に直面した労働者が新たな企業をつくることを支援

フィリピンKASUCO労働者農業協同組合:砂糖会社の労働者による企業買い取りを全国砂糖産業界労働者評議会が支援

南アフリカ全国鉱山労働者組合:人員削減された労働者および退職鉱夫のための仕事おこし支援(農業、園芸、レンガ製造、養鶏など)

協同組合企業設立資金援助

シンガポール/ガーナ/デンマーク「労働者協同組合融資基金」/英国「統一トラスト銀行」

協同組合を設立しようとする組合員に、情報、援助、教育・研修機会を提供

労使協議会への参加と、協同組合に関わる問題への対処

共同戦略の開発:所得引き上げと職の安全保障/インフォーマルセクター労働者の保護

組織レベルでの協力:役員合同研修/組合員合同研修、資料作成/組合員のための共同融資サービス

第3章 結論

《提案 (proposition)》

127号勧告を改訂し、21世紀における協同組合の促進のために、適切な枠組を提供することを提案する。その枠組は、次のことを要件とする。すなわち、その適用において普遍的であること。個人的に所有され(privately

owned) 組合員によってコントロールされる協同組合の位置を強調すること。競争的環境の中で機能すると共に、経済的企業としても市民社会の中でも独特な役割を持つ、自らのアイデンティティを維持するという、協同組合の必要を承認することである。そうした枠組を提供する、最も適切な方法が、いまや求められている。

《協同組合とその未来の可能性に関わる変化》

本報告は、発展途上諸国と移行経済、および工業諸国のそれぞれに異なる形で協同組合に影響を及ぼす、多くの変化について解明している。協同組合は、この根本的に変化する環境に対して、さまざまな形で応えてきた。多様な形態の民間セクター組織の一つとして、強力な協同組合を有することが諸国民にもたらす利点。ならびに、経済生活と市民社会の両方において、協同組合が建設的役割を果たしうる能力。以上二つの点が強調された。何よりも協同組合の次の潜在力である。すなわち、雇用を生み出し維持すること、起業家精神と富の創出を支えること、国家の供給能力が減退する中で、必要性の高い社会的サービスを供給すること、である。

《協同組合との関わりにおける

政府の新たな役割》

協同組合が成長し繁栄できる積極的な枠組を、政府が将来的に提供しうる、最も適切な方法を見つけ出すことが必要である。127号勧告改訂の提案は、協同組合との関わりにおける、政府の新しい、より適切な政策の採用を奨励する、最も価値ある手段となりうるだろう。とりわけ、政府は次のような政策の採用を検討することができよう。

協同組合に対して公平であると同時に、国

民の全般的福祉に貢献する協同組合の能力、および投資家所有の企業と協同組合を分かつ独自の特徴について考慮するものであること

協同組合の成長と拡大を促進すると共に、その尊厳 (integrity) と自己決定権 (right to self-determination) を尊重し、自助企業としての協同組合の独自性を承認するものであること

市場に均衡をもたらす競争政策の公正な適用を協同組合が受け入れるよう、奨励するものであること

次の点を認めるものであること。すなわち、協同組合が、原則として、他の形態の商業企業と平等に課税される必要があること。「平等処遇」の原則が適用されると同時に、投資家企業およびその株主に適用される、あらゆるインセンティブが協同組合にも適用されるべきこと。にもかかわらず、公益に当たると思われる活動を奨励するために、ある種の協同組合に対する税制上の優遇が正当化されること。投資家企業が享受する、国民的な事業の「果実 (cake)」を共有して、協同組合が発足できるようにする、過渡的な税制優遇も適切な場合があること 以上を認めるものである。

教育・訓練施設のカリキュラムが企業の協同組合的形態に十分な注意を払うよう保証し、あらゆる種類の学校や大学の学生が、協同組合という事業の選択肢を自覚するよう保証するものであること

必要な場合には、国家のコントロールや干渉を除外し、真に組合員によってコントロールされる企業へ、協同組合の移行を促進するものであること

《法的枠組》

協同組合のための適切な法的枠組を設計す

る場合には、次の点を考慮しなければならない。すなわち、組合員利益の優先(primacy)、協同組合企業の自律性、正統な公益、および各国における現在の政治的・社会的・経済的文脈である。多くの国民がパラダイムの移行を経験しつつある。そこでは、成長と発展のエンジンの、国家から市場への置き換えが進められている。このことは、世界のほとんどすべてにおいて採用されている、規制緩和や民営化、および自由主義化の政策に示されている。現在のグローバルな文脈は、国際的に受け入れられている価値と原則に基づいて活動する、真のチャンスを協同組合に与えている。このことを、同時代の協同組合法に反映させることは可能であり、これによって協同組合は将来的に他の企業と「平らな競技場(対等な競争条件)」で競争できるようになる。

《協同組合の促進》

協同組合は発展にとって良好な環境が与えられる時、最もよく促進されるであろう。良好な状況の中には、次の協同組合の権利が含まれる。すなわち、可能な場合には常に、自らの支援サービスを組織し、公共ないし助成を受けた他のサービス供給者が提供する、並行的・競争的なサービスを回避する権利である。

技術的責務だけでなく、協同組合をつくる規則・メリット・方法も含めた、組合員教育や、選出された組合員代表・経営者ならびに従業員の研修が、決定的に重要である。多くの場合、協同組合への援助が最も有益な形で提供されるのは、そうした教育・訓練の提供を通じてである。

使用者団体と労働者団体の双方、ならびに政府には、協同組合と連携して活動し、その

公益を促進する機会が存在する。すでにいくつかの価値ある経験がこの分野にはあるが、そうした連携を促進する最も有効な方法が開発されなければならない。

《協同組合内部の構造的変化》

投資家所有の競争相手の合併・買収政策に対する反応として、小さな地方協同組合を大規模単位に合同(amalgamation)する世界的な趨勢が続くものと思われる。多くの場合、協同組合の垂直的統合システムを建設し強化するために、合同が必要であると思われる。この垂直的統合システムには、国際的なレベルでの、国境を越えた協同も含まれる。このシステムは、協同組合が自律的に連合し、自分たちの機構に関して自律的に合意することが認められる場合に、最も良く機能する。統合的協同組合システムを確立する必要性についての新たな自覚が生まれている。国家所有企業(の解体)や、協同組合への直接的関与から国家が漸次的に離脱することによって生み出された空白を埋めるためである。第一次協同組合がより大規模かつ専門的になるほど、広域的な協同組合連合会ないし中央会のサービスに金を払う必要も意思も少なくなっていく。したがって、第一次組合の合併は、第二次・第三次組合の数の減少につながっていき、しばしば一段階の協同組合構造に帰着する。

協同組合が新しい環境を脅威としてではなく、好機として受けとめられるような立場に立つことが、提唱されるべきである。自由な、規制緩和された市場経済は、協同組合を含むすべての形態の企業にとって、新たな事業機会をつくりだすに違いない。但し、経済が規制緩和されるほど、協同組合固有の価値と原則がますます重要になる。こうした状況の下

で、協同組合が自らのかけがえのない比較優位を強調することが必要である。「株主価値」の最大化を達成することを最高目的とする企業に対して、その対案を人びとに提供するものこそ、この比較優位だからである。

《協同組合開発のための国際的連携と支援》

全国的・国際的団体と協同組合開発に携わる機関との連携を、効果的な相乗作用を保証し、協同組合の巨大な就労創出・所得形成能力を活かすために、維持し活用することができる。

かけがえのない三者構造を有する ILO は、協同組合の事業体を通じて、雇用機会の創出をめざす自らの活動を、さらに拡大することができる。その手段は、次のようである。

他の国際的パートナー組織および機関(たとえば ICA、COPAC、ICFTU)と連携して、使用者団体と労働者団体、ならびに協同組合を通じた雇用創出に関心を持つその他の組織に対し、情報および能力育成サービスを提供すること

専門的な協同のプログラムを通じて、協同

組合をより競争的にし、その地域的能力を強化すると共に、コンサルタントサービスを提供して、ネットワークやパートナーシップを通じて情報へのアクセスとその普及を容易にすること

協同組合に関する政策問題について、政府に助言し、協同組合の発展に有利な状況をつくりだすこと

パートナー組織や機関と連携して調査研究を実施し、協同組合を通じて維持可能な経済活動と雇用を促進する戦略に社会パートナーを参画させること

ILO と社会パートナー、協同組合組織、および諸機関の間に、協同組合を通じた雇用創出をめざす連携活動を組織し、男女双方が平等な基礎の上にこれらの活動に参加するよう保障すること

貧困の軽減 (poverty alleviation) や、先住民・部族民、障害者および青年失業者など、とくに不利な立場にある集団 (disadvantaged groups) の社会的・経済的条件の改善において、協同組合が果たす役割について研究すること



Committee for the Promotion and Advancement of Cooperatives
<http://www.copacgva.org/>